

お隣の広島県ではお祭り騒ぎとなった10月も終わり、いよいよ一年も終盤を迎えてきました。同じ中国地方の広島県の市民球団の快進撃にはとても心が躍りましたね。だんだんと肌寒くなってきた最近、朝起きるのも時間がかかるようになりましたが、外に出かければ、紅葉が美しい季節です。慌ただしい毎日を過ごされている皆様もたまには紅葉狩りに出かけるなどして、今年一年の“クライマックスシリーズ”を楽しんでいきたいですね。今月は事業をしていると何かと縁のあるテーマでお届けしたいと思います。

源泉徴収について

従業員の方に給与を支給する場合、従業員の方が本来納めるべき所得税を会社が給料から天引きし、従業員の代わりに会社が税務署に納める制度のことを「源泉徴収」といいます。また、給与以外にも個人事業主である弁護士や司法書士、税理士などに報酬を支払う場合にも源泉徴収をする必要がある場合があります。(弁護士法人・司法書士法人・税理士法人など法人へ支払う報酬については対象外です。)今一度、源泉徴収制度についてご確認いただければと存じます。なお、文章中の「源泉所得税」には「復興特別所得税」も含まれるものとしてご了承ください。

(1) 源泉徴収義務者とは

源泉徴収義務者となるのは法人と個人事業主です。ただし、個人事業主のうち、次のいずれかに該当する方は源泉徴収をする必要はありません。
 (1) 常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与や退職金を支払っている人
 (2) 給与や退職金の支払がなく、弁護士報酬などの報酬・料金だけを支払っている人(例えば、給与所得者が確定申告などをするために税理士に報酬を支払っても、源泉徴収をする必要はありません。)

ここで、ご注意頂きたいことは、源泉徴収「義務者」ということです。つまり、従業員の方に「所得税は自分で確定申告して納付するから所得税は差し引かなくていいですよ。」と言われても、源泉徴収義務者である会社は源泉徴収をしなければなりません。もし源泉徴収せず、税務署に会社が納付をしなかったことが後日の税務調査等で発覚した場合には、源泉徴収義務者側がペナルティを加算した源泉所得税を納付しなければなりません。また、例として多いのは、弁護士や司法書士などの報酬で源泉徴収税額分の控除欄がない請求書が届いた場合です。請求額をそのままお支払いしてしまいがちですが、実際は支払いの際には源泉徴収税額を差し引いてお支払いし、後日税務署に会社から源泉徴収税額を納付しなければなりません。源泉徴収義務者は会社側なので、「請求書になかったから…」という理由が残念ながら通用しないのです。弁護士や司法書士などの報酬をお支払いする場合には、請求書に源泉徴収税額の控除欄があるかどうかをご確認いただきますよう宜しくお願い致します。

(2) 源泉徴収をしなければならない報酬の例(支払相手が個人の場合に限ります。)

- 原稿料・講演料
- ただし、懸賞応募作品の入選者などへの支払については、一人に対して1回に支払う金額が5万円以下であれば、源泉徴収をしなくてもよいことになっています。
- 弁護士、税理士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金
- プロ野球選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、モデルや外交員に支払う報酬・料金
- 芸人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金
- プロ野球選手の契約金など、役務の提供を約することにより一時に支払う契約金
- 広告宣伝のための賞金等

源泉徴収しなければならない報酬は他にもございますが、代表的なものは上記のとおりです。謝礼、研究費、取材費、車代などの名目で支払われていても、その実態が報酬・料金等と同じであれば源泉徴収の対象になります。しかし、報酬・料金等の支払者が、**直接交通機関等へ通常必要な範囲の交通費や宿泊費などを支払った場合は、報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。**該当・非該当の判断に迷われた際は、一度弊社までご連絡ください。

(3) 源泉徴収すべき金額

給与・賞与	国税庁発行の「平成 年分 源泉徴収税額表」により計算した金額
原稿料・講演料	報酬のうち100万円以下の部分 ……10.21%
弁護士・税理士・社会保険労務士報酬	報酬のうち100万円超の部分 ……20.42%
司法書士報酬	(A-10,000円) × 10.21%
外交員報酬	(A-120,000円) × 10.21% (同人に給与の支給がある場合調整計算あり)

(注) 表中の「A」は報酬・料金の源泉徴収前の支払金額とします。
 なお、報酬・料金の額の中に消費税及び地方消費税の額(以下、「消費税等の額」といいます。)が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において、報酬・料金の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

(4) 源泉徴収した源泉所得税を納める期限

源泉徴収した源泉所得税は、**原則として、翌月の10日までに納めなければなりません。**しかし、**給与の支給人員が常時10人未満**の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、**半年分まとめて納めることができる「納期の特例」という制度**があります。(この特例を利用するためには税務署に申請書の提出が必要です。)この特例の対象となるのは、給与から源泉徴収をした源泉所得税と、税理士、弁護士、司法書士などの報酬から源泉徴収をした源泉所得税に限られています。したがって、**原稿料や講演料、外交員報酬などの源泉所得税は納期の特例の対象とはならず**、原則どおり、支払った月の翌月10日までに納めなければならないことにご留意ください。

(5) 正しく源泉徴収をおこなうために…(実務上の注意点)

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の保存について

従業員の方に給与を支給する場合、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を従業員の方から提出していただいているか否かによって源泉徴収税額の計算が異なります。
 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出がある場合…源泉徴収税額表の「甲」欄で計算
 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出がない場合…源泉徴収税額表の「乙」欄で計算

一般に、「乙」欄で計算される源泉徴収税額は「甲」欄で計算される税額よりも高くなります。また、「甲」欄で計算する場合、社会保険料等控除後の給与額が88,000円未満でしたら、源泉徴収税額は0円ですが、「乙」欄で計算する場合、どんなに僅かな給与でも源泉徴収税額が発生します。

通常は年末調整の際に翌年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を従業員の方に記入していただきますが、新たに従業員の方が入社された際には、**初回の給与支給日の前日までに「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」**を従業員の方に記入していただく必要がございます。パートタイマーの方やアルバイトの方も提出が必要です。

なお、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の**保存期限は7年**となっております。将来税務調査となった場合には確認されることもございますので、ご注意をお願い致します。

～研修旅行休暇のお知らせ～

勝手ではございますが、**11月25日(金)～11月26日(土)**の間、研修旅行のため休暇をいただきます。ご不便、ご迷惑等をお掛け致しますが、宜しくお願い致します。

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：「Vision」** 今月の開催日は**11月10日(木)**です。不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
11月10日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月4日(金)
12月8日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月2日(金)
1月12日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月6日(金)

<11月スケジュール>

10	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
		*10月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
30	水	*個人事業税(第2期)の納付期限
		*9月決算法人の確定申告・納付期限
		*3月決算法人の中間申告・納付期限
*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の6・12月決算法人)		